

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号）に基づく民間競争入札に係る契約の締結について

平成 26 年 5 月 1 日

独立行政法人日本原子力研究開発機構

高崎量子応用研究所 管理部

独立行政法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）は、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号。以下「法」という。）に基づき「イオン照射研究施設等利用管理支援業務請負契約」について民間競争入札を実施し、以下のとおり契約を締結しました。

＜イオン照射研究施設等利用管理支援業務請負契約＞

1. 契約相手方の住所、名称及び代表者の氏名

茨城県那珂郡東海村白方白根 2-4

一般財団法人放射線利用振興協会

理事長 岡田 漱平

2. 契約金額

121,846,032 円（税込） ※実施期間 3 年分の総額

3. 業務の詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき業務の質に関する事項

1) 詳細な内容

(1) 本業務の概要

機構の高崎量子応用研究所に設置されているイオン照射研究施設（以下「TIARA 施設」という。）は、主にイオンビームを使用した材料科学・バイオテクノロジー等の先端的な研究・技術開発のために整備された国内初の拠点的専用施設であり、1994 年の本格的な稼働・利用開始からこれまで 20 数年間に渡り、極めて安定な加速器稼働状況を背景に、広く国内外研究者の実験利用に提供されている。TIARA 施設は、機構が保有する先端的な大型原子力施設のうちの一つであり、広範な研究・技術開発分野での成果創出に貢献するため、円滑で柔軟な施設運営や効率的な実験利用を実現している。本業務は、これらの施設利用に関する業務、共通施設・設備等（放射性同位元素《以下「RI」という。》使用施設を含む）の運転保守管理に関する業務、外部実験者（施設供用、共同・連携・受託研究相手先及び高崎量子応用研究所に常駐しない機構内利用者等）の窓口・受入れ等に関する業務、高崎量子応用研究所研究年報（以下「年報」という。）発行等の研究成果の発表・普及に関する業務等を行うものである。

(2) 本業務の内容

機構が受注者に請負わせる本業務の内容は次のとおりである。

①主な対象施設、設備及び装置 イ 実験装置

- (イ)プロトン照射下半導体試験装置 (LD1)
- (ロ)複合材料耐環境性試験装置(LD1)
- (ハ)深度制御種子 (細胞) 照射装置(HY1)
- (ニ)シングルイベント耐性評価用真空チェンバー(HD1.HD2)
- (ホ)散乱ビーム照射試験装置(HE1.2.3)
- (ヘ)中エネルギーイオン照射チェンバー(TA1)
- (ト)低エネルギーイオン照射チェンバー(IA1)
- (フ)トリプルビーム照射実験装置(MT1)

ロ 実験室等

(イ)サイクロトロン棟

1階東側通路(階段含む)、1階南側作業エリア、照射試料保管室、重イオン準備室、地階東側通路(階段含む)、重イオン計測室、清掃機材室、トラックエリア、1階作業エリア、1階西通路(階段含む)、2階西通路(階段含む)、地階西通路(階段含む)、軽イオン準備室、RI貯蔵室、大型機材庫

(ロ)複合ビーム棟

複合ビーム計測室、オンライン計測室、物理測定室、エレクトロ工作室、外来者控室、2階通路(階段含む)、1階通路(階段含む)、仮眠室、データ処理室2、地階通路 (階段含む)、電子照射準備室、複合照射準備室、地階作業エリア、倉庫

(ハ)イオン照射研究棟

汚染検査室入口室、入退管理室、汚染検査室、シャワー室、1階通路(階段含む)、2階通路(階段含む)、材料準備室、化学実験室、生化学実験室、ホット更衣室、ホット化学実験室1、ホット化学実験室2、ホット物理実験室、防護機材置場室、RI保管室、トレーサーラボ、ホット工作室、バイオトレーサーラボ、プラスミド分析室、低温準備室、暗室、微生物実験室、滅菌処理室、植物実験室、組織培養室、ホット材料実験室、ホット材料試験室

ハ 液体窒素製造設備

(イ)LNT-1

(ロ)LNT-2

ニ 放射線管理区域

(イ)TIARA 施設内第1種管理区域

(ロ)TIARA 施設内第2種管理区域

② 業務内容

本業務内容は以下のとおりである。本業務内容に定める事項の他、運転マニュアル、点検マニュアル、機器取扱説明書を十分理解のうえ実施するものとする。受注者は予め実施要領を定め機構の確認を受けるものとする。実施要領作成にあたっては機構の提示するイオン照射研究施設年間計画と齟齬のない内容とすること。

イ TIARA 施設利用に関する業務

(イ)機構内実験課題募集等に関する業務

受注者は、機構内実験課題責任者に対して、翌年度の機構内実験課題の募集案内を行う。実験課題申請書の募集は約 1 カ月とし、受付期間中は実験課題申請書の記載内容について精査し、不備があれば申請者に確認を行う。集約後、申請課題一覧表を作成して施設側安全検討会を開催する。施設側安全検討会では機構施設側担当者と実験課題申請書の TIARA 施設適合性等について検討を行う。課題審査は実験課題申請書を PDF にし課題審査員に電子メールで審査依頼を行う。審査期間は約 1 カ月とし、その後、審査結果の集約を行う。審査結果は審査結果一覧表にまとめて機構に提出する。高崎研施設利用委員会で審議、採択された審査結果を使用して、課題採択通知の作成を行い、機構内実験課題責任者あてに課題採択通知を行う。

(ロ)機構内実験計画書募集等に関する業務

受注者は、機構内実験課題責任者に対して、機構内実験計画書の募集案内（年 2 回、上期、下期）を行う。機構内実験計画書の受付期間は約 1 カ月とし、受付期間中は機構内実験計画書の記載内容について精査し、不備があれば申請者に確認を行う。集約後、機構内実験計画一覧表を作成して施設側安全検討会を開催する。施設側安全検討会では実験計画書に沿って機構施設側担当者と安全性等について検討を行う。機構施設担当者側で作成する実験割当表（案）を、機構内実験課題責任者に送付し、実験割当表（案）への要望確認作業を行い、実験割当表の確定を行う。また、Web 掲載用実験割当表を作成し機構に提出する。

(ハ)TIARA 等専門部会及び高崎研施設利用委員会の開催に関する業務

受注者は、機構が開催する TIARA 等専門部会（年 2 回、1 月、7 月開催）の開催案内を作成し、関係委員に送付する。出欠確認、集約を行い、出席者を機構に報告する。開催日には遅滞なく会場設営作業を行い、当日は会場において出席者への旅費及び謝金支給手続きを行う。会議開催中は録音機等により会議の様態を録音し、議事録を作成して機構に提出する。また、機構が開催する高崎研施設利用委員会（年 1 回、1 月開催）に出席し、録音機等により会議の様態を録音し、議事録を作成して機構に提出する。

(ニ)その他 TIARA 施設利用に必要な業務

受注者は、TIARA 施設利用で受付、回覧、関係課室への通知作業で使用した必要書類に関して、紙の書類及び電子媒体等は機構の文書管理規程に基づき、所定の場所に適切に整理を行う。保管、管理は機構が行う。

ロ 共通施設・設備等の運転保守管理等に関する業務

(イ)実験装置及び実験室等の運転・保守・管理に関する業務

受注者は、仕様書記載の実験装置 11 台について、実験使用時に運転操作を行うと共に、毎日、巡視点検を行い装置の異常の有無について確認を行う（巡視ルートは受注者が決定する）。また、実験室等（通路、作業エリアを含む）52 か所については毎日巡視点検を行い、使用状況、異常の有無、火元、照明設備の確認を行い、蛍光灯等が切れている場合は交換を行う。液体窒素製造設備 2 台については、一日 3 回点検を行い、タンクローリーによる液体

窒素の補充のときには充填に立ち会い、異常のないことを確認する。また、実験者等が液体窒素の液取りを行う場合に使用する鍵は適切に管理を行う。実験に使用する放射線防護機材等は防護機材在庫管理一覧表を作成し常に在庫管理を行う。黄色実験衣、作業用青色つなぎ服は、汚れた場合は当機構東海研究開発センター原子力科学研究所バックエンド技術部に洗濯依頼を行う。仮眠設備については、仮眠室ベッド4台のベッドメイキング（シーツ、カバー等の洗濯を含む。）を行い、常に使用できる状態にしておく。

(ロ)RI 使用施設の保守・管理及び RI 等の管理業務

受注者は、第1種管理区域、第2種管理区域について巡視点検を一日1回行い、使用状況の点検、放射線管理区域維持基準を保っているか点検を行う。RI 低温保管箱、RI 貯蔵箱の管理を行うと共に、保管箱に保管されている RI 及び貯蔵箱に貯蔵されている RI の在庫管理を RI 保管・貯蔵一覧表により行う。実験者より実験用照射試料の保管依頼があった場合には、残存放射能の測定を行い、持出基準値以下になった場合は連絡を行う。中性子測定用フィッションチェンバーは一月1回の点検を行い、異常の有無、使用状態の確認等を行う。

(ハ)TIARA 施設の施設供用における技術支援業務

受注者は、施設供用利用申込書及び施設供用実験計画書の記載内容を分析、整理、確認を行い、放射化計算コードを用いて生成放射エネルギーを把握し、実験が技術的に可能か判断する。機構施設側担当者と利用者間の実験実施日等の利用調整作業を行う。また、必要に応じて、実験及び実験準備への立会を行い、実験装置に不慣れな実験者には、実験装置の運転・操作方法に関する技術支援を行う。

(ニ)その他、共通施設・設備等の運転保守管理等に必要な業務

受注者は、地震発生時等の緊急点検を要する場合は、安全確保後に対象設備 3.1) (2) ①の緊急点検を実施する。

ハ 外部実験者の窓口・受入れ等に関する業務

(イ)実験者来所時等の窓口・受入れ業務

受注者は、外部実験者用の宿泊施設、実験用共通室の申込受付及び利用調整、機構受入担当課室（高崎研究所内の11の研究グループ）との連絡調整を行う。実験者の申請により、放射線業務従事者として機構に指定登録を行う場合は、指定登録、解除の手続き作業を行う。また、指定登録後に貸与される放射線管理用ガラスバッジ及び管理区域出入り用 ID カードの窓口及び正門での発行、返却及び管理を行う。

また、TIARA 施設見学者等に対しては入域に際する注意事項説明を行うと共に、諸手続きを行う。

(ロ)TIARA 施設利用者に対する TIARA 保安講習業務

受注者は、実験に従事する放射線作業従事者及び TIARA 施設の保守・修理等の作業者に対し、放射線施設における加速器のビーム利用方法、照射試料の取扱、放射性廃棄物の処置、管理区域内立入遵守事項、ISO14001 環境活動への協力依頼等について、必要な TIARA 安全講習（放射線作業従事者の指定登録に必要な保安講習を含む）を行う。講習に

あたっては、機構保有の既存の教材及び機材を使用できる。

(ハ)実験者の TIARA 施設使用手続き支援業務

受注者は、インターネット環境下における放射化計算コード、電子申請システム等を用いて実験者の TIARA 施設使用手続きの支援業務を行う。

ニ 研究成果の発表・普及等に関する業務

(イ)高崎量子応用研究シンポジウム開催に関する業務

受注者は、毎年 10 月に開催されるシンポジウムに向け、開催準備会議に出席するとともに、プログラム作成、要旨集作成、ポスター発表のとりまとめ、開催案内状の送付、原稿執筆依頼先及び郵送先リストの整理改訂作業、その他開催に必要な作業を行う。

(ロ)高崎量子応用研究所年報発行に関する業務

受注者は、年報原稿依頼、回収、整理作業、年報原稿査読依頼、印刷用原稿の提出・校正、年報冊子の郵送作業、原稿執筆依頼先及び郵送先リストの整理改訂作業、その他年報発行に必要な作業を行う。年報は定められた書式(A4・1 頁、英文での記載、文字フォント、文字数指定、)で実験課題責任者に作成依頼を行う。発行部数は約 620~700 部であり、費用は機構が負担する。

ホ 実施場所

受注者が、本業務を実施する作業場所は、原則として、高崎量子応用研究所 TIARA 施設中、3. 1) (2)①に示す施設及びイオン照射研究棟 109 号室である。ただし、本業務を効率よく実施する等、受注者が必要と認める場合は、受注者の裁量に任せ限定はしない。

2) サービスの質の設定

本業務を実施する受注者は 3.2) (2)に示した業務を実施するに当たり、受注者が確保すべき対象公共サービスの質は、以下のとおりとする。

(1) 業務の内容

1. 1) (2)本業務の内容に示す各業務は、イオン照射研究施設年間計画に基づいて適切な作業が安全に実施されること。

①安全な業務全般の実施。放射線事故・各種事故数 0 回

②円滑な実験遂行のサポート実施。実施不可実験数 0 回

③放射線管理区域の適切な管理の実施

放射線管理区域維持基準逸脱回数 0 回

(2) 実験利用者の利用満足度調査

機構は、本業務の利用者に対して、次の項目の満足度についてアンケートを実施（利用終了後毎）する。

アンケートの有効回答のうち基準スコア 75 点以上。

①窓口・受入れ等の対応（言葉づかい、親切さ、丁寧さ）等について

②技術支援について、実験手順、実験装置の説明などについて

③実験スケジュールについて、調整、連絡などについて

④TIARA 保安講習について、使用資料、説明方法などについて

利用者には、各項目とも、「満足」（配点 100 点）、「ほぼ満足」（同 75 点）、「普通」（同 50 点）、「やや不満」（同 25 点）、「不満」（同 0 点）で回答を求め、年度末に項目毎の基準値平均スコア（100 点満点）を算出する。

4. 実施期間

平成 26 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までとする。

5. 請負者が、機構に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の業務の適正かつ確実な実施の確保のために請負者が講じるべき事項

1) 報告等

- (1) 請負者は、仕様書に規定する業務を実施したときは、当該仕様書に基づく各種報告書を機構に提出しなければならない。
- (2) 請負者は、本業務を実施したとき、又は完了に影響を及ぼす重要な事項の変更が生じたときは、直ちに機構に報告するものとし、機構と請負者が協議するものとする。
- (3) 請負者は、契約期間中において、上記以外であっても、必要に応じて機構から報告を求められた場合は、適宜、報告を行うものとする。

2) 調査

- (1) 機構は、本業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、法第 26 条第 1 項に基づき請負者に対し必要な報告を求め、又は事務所に立ち入り、本業務の実施の状況若しくは帳票、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。
- (2) 立入検査をする機構の職員は、検査等を行う際には、当該検査が法第 26 条第 1 項に基づくものであることを請負者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携帯し関係者に提示するものとする。

3) 指示

機構は、本業務を適正かつ的確に実施させるために、請負者に対し必要な措置をとるべきことを指示することができる。

4) 秘密を適正に取り扱うために必要な措置

(1) 秘密の漏えい

請負者は、本業務の実施に際して知り得た情報を、第三者に漏らし、盗用し、又は本業務以外の目的に利用してはならない。本契約終了後においても同様とする。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合は、法第 54 条により罰則の適用がある。なお、請負者は、本契約の内容又は成果を発表し、又は他の目的に利用するときは、あらかじめ書面により機構の承認を得なければならない。

(2) 情報処理に関する利用技術

請負者は、本業務の実施に際して得られた情報処理に関する利用技術（アイデア又はノウハウ）については、請負者からの文書による申出を機構が認めた場合に限り、第三者へ開示できるもの

とする。

(3) 個人情報の管理

請負者は、機構から提供された個人情報及び業務上知り得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、適切な管理を行わなくてはならない。

- ① 請負者は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に知らせてはならない。本契約の終了後においても、同様とする。
- ② 請負者は、業務を行うために個人情報を収集するときは、業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行われなければならない。
- ③ 請負者は、機構の指示がある場合を除き、業務に関して知り得た個人情報を利用目的以外に利用又は加工し、又は機構の承認なしに第三者に提供してはならない。
- ④ 請負者は、業務に関して知り得た個人情報の処理を自ら行うものとし、機構の承諾のない限り、本契約の全部又は一部を下請負することはできない。
- ⑤ 請負者は、業務を処理するために機構から引き渡された個人情報が記録された資料等（フロッピーディスクなどの電磁的記録を含む。）を複製又は複写してはならない。請負者は、機構との契約の履行のために個人情報が記録された資料等を複製又は複写する必要がある場合には、機構に対して、その範囲・数量等を書面により通知して承諾を得なければならない。
- ⑥ 請負者は、業務を処理するために、機構から提供を受け、又は請負者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、本契約終了後速やかに、機構に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、機構が別に指示したときは当該方法による。
- ⑦ 請負者は、業務に関して知り得た個人情報の紛失、破壊、改ざん、毀損、漏えいその他の事故を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。また、請負者は請負者の従業員その他請負者の管理下にて業務に従事する者に対して、請負者と同様の秘密保持義務を負担させるものとする。
- ⑧ 請負者は、個人情報の紛失、破壊、改ざん、毀損、漏えいその他の事故が発生又は生ずるおそれのあることを知った場合は、直ちに機構に報告する。
- ⑨ 請負者は、請負者の責めに帰すべき事由により、個人情報の紛失、破壊、改ざん、毀損、漏えいその他の事故が発生し、機構が第三者から請求を受け、又は、第三者との間で紛争が発生した場合、請負者は、機構の指示に基づき請負者の責任と費用負担でこれらに対処するものとする。この場合において、機構が直接又は間接の損害を被ったときは、請負者は機構に対して当該損害を賠償しなければならない。

(4) 上記(1)から(3)までのほか、機構は請負者に対し、本業務の適正かつ確実な実施に必要な限りで、秘密を適正に取り扱うために必要な措置をとるべきことを指示することができる。

5) 請負者が講じるべき措置

(1) 契約保証金

請負者は、落札決定後に契約金額の10分の1を契約保証金として機構に納めなければならない。ただし、入札説明書において免除しているときは、この限りではない。なお、契約保証金は、契約履行後に還付することとし、請負者が義務を履行しないときは、機構に帰属するものとする。

(2) 請負業務の開始

請負者は、本業務の開始日から確実に業務を開始すること。

(3) 総括責任者の届出

請負者は、本業務の責任者として総括責任者及びその代理人（以下「総括責任者」という。）を定め、書面にて機構へ届出するものとする。総括責任者は、従事者への指示や業務管理を含めた一切の事項を処理するものとする。ただし、必要がある場合は、請負者を代表して機構と協議の上、業務を行うものとする。

(4) 権利の譲渡

請負者は、債務の履行を第三者に引き受けさせ、又は契約から生じる一切の権利若しくは義務を第三者に譲渡し、継承せしめ、若しくは担保に供してはならない。ただし、あらかじめ書面による機構の事前承認を得たときは、この限りではない。

(5) 下請負又は再委託

- ① 請負者は、本業務の実施にあたりその全部を一括して、又は主たる部分を第三者に請け負わせ、又は委任してはならない。なお、主たる部分とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断をいうが、業務の性質上、これにより難しい場合は、仕様書に記載した部分をいう。
- ② 請負者は、本業務の実施に当たり、その一部について下請負又は再委託（以下、「下請負」という。）を行う場合は、原則としてあらかじめ提案書において、下請負を行う業務の範囲、合理性及び必要性、下請負先の業務履行能力並びに報告徴収、個人情報の管理その他運営管理の方法（以下、「下請負先等」という。）について記載しなければならない。
- ③ 本契約締結後止むを得ない事情により、あらかじめ技術提案書において記載した下請負の変更や新たな追加等を行う場合には、下請負先等を明らかにしたうえで、事前に機構の承認を受けなければならない。
- ④ 請負者は、②又は③により下請負を行う場合には、請負者が機構に対して負う義務を適切に履行するため、下請負先の事業者に対し前項「4) 秘密を適正に取り扱うために必要な措置」及び本項「5) 契約に基づき請負者が講じるべき措置」に規定する事項その他について、必要な措置を講じさせるとともに、下請負先から必要な報告を聴取することとする。
- ⑤ 上記ロからニまでに基づき、請負者が下請負先の事業者に業務を実施させる場合は、全て請負者の責任において行うものとし、下請負先の事業者の責に帰すべき事由については、請負者の責に帰すべき事由とみなして、請負者が責任を負うものとする。

(6) 契約内容の変更

機構及び請負者は、本業務を改善するため、又は経済情勢の変動、天災地変の発生、関係法令の制定若しくは改廃その他契約の締結の際、予測できなかった著しい変更が生じたことにより本業務を実施することが不相当と認められる場合は、協議の上、法第 21 条に定める手続きを経て、契約の内容を変更することができる。

(7) 機構の契約解除権

機構は、請負者が次のいずれかに該当するときは、請負者に対し請負費の支払いを停止し、又

は契約を解除若しくは変更することができる。契約を解除されたときは、請負者は機構に対して契約金額の10分の1に相当する金額を違約金として支払わなければならない。ただし、違約金額を超過する増加費用及び損害が発生したときは、超過分の請求を妨げるものではない。

- ① 法第22条第1項に該当するとき。
- ② 法第10条第4号及び第7号から第9号に該当する者（以下、「暴力団員」という。）を、業務を統括する者又は従業員としていることが明らかになったとき。
- ③ 暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- ④ 下請負先が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団（以下、「暴力団」という。）若しくは暴力団員により実質的に経営を支配される事業を行う者又はこれに準ずる者に該当する旨の通知を警察当局から受けたとき。
- ⑤ 下請負契約が暴力団又は暴力団員と知りながらそれを容認して下請負契約を継続させているとき。
- ⑥ 正当な理由がなく、請負者が本業務を実施すべき時期を過ぎても実施しないとき。
- ⑦ 請負者の責めに帰すべき事由により、毎月の期日又はそれに相当する期日までに業務を完了する見込みがないと機構が認めたとき。
- ⑧ 機構が確保されるべき対象公共サービスの質について達成されていないと判断し、改善を行うよう指示を実施した結果、請負者が改善措置を講じないとき、又は改善措置を講じても同類の事象を再発したと認められるとき。
- ⑨ 正当な理由がなく法第26条第1項に基づく立ち入り又は検査等に協力しなかったとき。
- ⑩ 請負者が、制限行為能力者となったとき、若しくは破産手続開始の決定を受けたとき、又はその資産若しくは信用状態が著しく低下したとき。
- ⑪ 5.(4)③の個人情報の管理に違反したとき。
- ⑫ 上記イからルの他、その他民法所定の解除事由があるとき。
- ⑬ 機構は、上記イからヲのほか、必要があると認めるときは本契約の全部又は一部を解除することができる。
- ⑭ 上記ワにより契約を解除した場合で請負者に損害を与えたときは、その損害額を補償するものとし、その補償額は機構と請負者で協議して決定するものとする。

(8) 請負者の契約解除権

請負者は、次の各号のいずれかに該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。なお、これにより契約を解除し請負者に損害を与えたときは、機構はそれを補償するものとし、その補償額は、機構と請負者の協議において決定するものとする。

- ① 5.5(6)の契約内容の変更に規定する契約内容の変更が請負者に著しく不利となり、協議が成立しなかったとき。
- ② 機構の契約違反によって業務を完了することが不可能となったとき。

(9) 契約解除に伴う措置

機構又は請負者の責により本契約を解除されたときは、次に定める措置をとらなければならない

い。

イ 機構は、必要と認めるときは、請負者に対し作業の履行部分の全部又は一部を検査の上、業務完了と認めることができる。この場合、機構に引き渡すべき目的物の既成部分があるときは、機構に引き渡さなければならない。

ロ 上記イの場合において、機構は、機構の認定する評価額を請負者に支払うものとする。

ハ 上記イによる業務完了の確認までの保全に要する費用は、請負者の負担とする。

ニ 機構が業務完了と認めないものについては、機構が定めた期間内に請負者は原状に復さなければならない。

ホ 機構財産の使用（上記イの既成部分に使用されているものを除く。）があるときは、請負者は、遅滞なくこれを機構に返還しなければならない。ただし、貸与品若しくは支給品が滅失若しくは毀損し、又はその返還が不可能な場合については、機構の指定する期日までに代品を納め、若しくは現状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

ヘ 請負者は、機構から貸与を受けた土地建物その他不動産があるときは、機構、請負者とで協議して定めた期間内にこれを原状に復して機構に返還しなければならない。

ト 契約履行部分が1か月に満たないときは、頭書契約金額を当該月の休日を除く日数で日割計算し精算するものとする。

(10) 談合等の不正行為に係る違約金

① 請負者は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として機構が指定する期日までに支払わなければならない。

イ 請負者が「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(昭和22年法律第54号以下、「独占禁止法」という。)第3条又は第19条の規定に違反し、又は請負者が構成員である事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が請負者又は請負者が構成員である事業者団体に対して、同法第49条第1項に規定する排除措置命令又は同法第50条第1項に規定する納付命令を行い、当該命令又は同法第66条第4項の審決が確定したとき。ただし、請負者が同法第19条の規定に違反した場合であって当該違反行為が同法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売の場合など機構に金銭的損害が生じない行為として、請負者がこれを証明し、その証明を機構が認めたときは、この限りでない。

ロ 公正取引委員会が、請負者に対して独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

ハ 請負者（請負者が法人の場合にあつては、その役員又は使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

② 上記イの規定は、機構に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、機構がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

ハ 請負者は、この契約に関して、上記①のイからハのいずれかに該当することとなった場合

には、速やかに当該処分等に係る関係書類を機構に提出しなければならない。

(11) 損害賠償

請負者は、請負者の故意又は過失により機構に損害を与えたときは、機構に対しその損害について賠償する責任を負う。

(12) 請負業務の引き継ぎ

① 現行請負者からの引き継ぎ

請負者は、本業務が適正かつ円滑に実施できるよう機構から本業務の開始日までに基本作業マニュアル、現場等における設備・機器類、作業実施状況、安全管理上の留意点など必要な引き継ぎを受けなければならない。また、機構は、当該引き継ぎが円滑に実施されるよう、現行請負者及び請負者に対して必要な措置を講じるものとする。なお、その際の引き継ぎに必要な経費は、現行請負者の負担となる。

② 請負期間満了の際、業者変更が生じた場合の引き継ぎ

請負者は、本契約の期間終了に伴い、本業務が次年度においても継続的かつ円滑に遂行できるよう、次回請負者に対して、機構が実施する基本作業マニュアル、現場等における設備・機器類、作業実施状況、安全管理上の留意点などの基本事項説明への協力を行うこと。なお、その際の引き継ぎに必要な経費は、請負者の負担となる。

(13) 不当介入の対応

① 暴力団員による不当要求又は履行の妨害（以下、「不当介入」という。）を受けたときは、断固として拒否しなければならない。

② 暴力団員から不当介入があったときは、直ちに所管の警察当局へ通報するとともに、捜査上必要な協力を行うものとする。

③ 上記ロにより警察当局に通報したときは、速やかにその内容を記載した書面により機構に報告するものとする。

④ 請負者は、下請負先（下請負が数次にわたるときはその全てを含む。）に対して、上記イ及びロを遵守させなければならない。

(14) 情報セキュリティの確保

① 請負者は、この契約の履行に関し、情報システム（情報処理及び通信に関わるシステムであって、ハードウェア、ソフトウェア及びネットワーク並びに記録媒体で構成されるものをいう。）を利用する場合には、機構の情報及び情報システムを保護するために、情報システムからの情報漏えい、コンピュータウィルスの侵入等の防止その他必要な措置を講じなければならない。なお、機構は、本条の規定が遵守されていないと判断した場合、本契約を解除することができる。

② 請負者は、次の各号に掲げる事項を遵守するほか、機構の情報セキュリティ確保のために、機構が必要な指示を行ったときは、その指示に従わなければならない。

イ 請負者は、本契約の業務に携わる者（以下「業務担当者」という。）を特定し、それ以外の者に作業をさせてはならない。

ロ 請負者は、本契約に関して知り得た情報（機構に引き渡すべきコンピュータプログラム

著作物及び計算結果を含む。以下同じ。)を取り扱う情報システムについて、業務担当者以外が当該情報にアクセス可能とならないよう適切にアクセス制限を行うこと。

- ハ 請負者は、本契約に関して知り得た情報を取り扱う情報システムについて、ウィルス対策ツール及びファイアウォール機能の導入、セキュリティパッチの適用等適切な情報セキュリティ対策を実施すること。
- ニ 請負者は、P2P ファイル交換ソフトウェア (Winny、WinMX、KaZaa、Share 等) 及び SoftEther を導入した情報システムにおいて、本契約に関して知り得た情報を取り扱ってはならない。
- ホ 請負者は、機構の承諾のない限り、本契約に関して知り得た情報を機構又は請負者の情報システム以外の情報システム (業務担当者が所有するパソコン等) において取り扱ってはならない。
- ヘ 請負者は、下請負をさせた場合は、当該下請負を受けた者の本契約に関する行為について、機構に対し全ての責任を負うとともに、当該下請負を受けた者に対して、情報セキュリティの確保について必要な措置を講ずるように努めなければならない。
- ト 請負者は、機構が求めた場合には、情報セキュリティ対策の実施状況についての監査を受け入れ、これに協力すること。
- チ 請負者は、機構の提供した情報並びに請負者及び下請負を受けた者が本業務のために収集した情報について、災害、紛失、破壊、改ざん、毀損、漏えい、コンピュータウィルスによる被害、不正な利用、不正アクセスその他の事故が発生又は生ずるおそれのあることを知った場合は、直ちに機構に報告し、機構の指示に従うものとする。本契約終了後においても、同様とする。

(15) 契約の解釈

契約に定めのない事項及び契約に関して生じた疑義は、機構と請負者との間で協議して解決するものとする。

6. 請負者が業務を実施するに当たり、第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し請負者が負うべき責任に関する事項

- 1) 機構が国家賠償法第 1 条第 1 項等の規定に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、機構は請負者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額 (当該損害の発生について機構の責めに帰すべき理由が存する場合は、機構が自ら賠償のために任ずるべき金額を超える部分に限る) について求償することができる。
- 2) 請負者が民法 (明治 29 年 4 月 27 日法律第 89 号) 第 709 条等の規定に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について機構の責めに帰すべき理由が存するときは、請負者は機構に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分を求償することができる。

7. 業務の実施体制及び実施方法

1) 実施体制

実施体制は、総括責任者 1 名（常勤）、作業員 4 名（常勤）を配置して適正な業務を確保する。

2) 実施方法

実施方法については、同仕様書並びに業務運営の具体的な方法及びその質の確保の方法等について作成した技術提案書等に基づき適切に実施する。また、業務の報告とともに当該業務の品質の更なる向上を実現するため、適宜、機構担当者等と情報共有・意見交換を実施する。

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号）に基づく民間競争入札に係る契約の締結について

平成 26 年 5 月 1 日

独立行政法人日本原子力研究開発機構

高崎量子応用研究所 管理部

独立行政法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）は、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号。以下「法」という。）に基づき「電子加速器・コバルト照射施設の運転保守業務」について民間競争入札を実施し、以下のとおり契約を締結しました。

＜電子加速器・コバルト照射施設の運転保守業務＞

1. 契約相手方の住所、名称及び代表者の氏名

茨城県那珂郡東海村白方白根 2-4

一般財団法人放射線利用振興協会

理事長 岡田 漱平

2. 契約金額

84,680,640 円（税込） ※実施期間 3 年分の総額

3. 業務の詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき業務の質に関する事項

1) 詳細な内容

(1) 本業務の概要

機構・高崎量子応用研究所では、人類社会の福祉及び国民生活の水準向上に資するために放射線・量子ビームを用いた研究開発を行っている。その研究分野は、新機能性材料開発、バイオ技術の研究開発、宇宙環境材料開発・評価や原子炉材料等の耐放射線性評価など多岐にわたり、電子線、ガンマ線及びイオンビームを照射するための複数の放射線施設が整備されている。本件は、これら放射線施設のうち、電子加速器照射施設、コバルト 60 ガンマ線照射施設の運転保守等に関わる請負業務である。本件は、照射施設の運転保守を主な業務とし、各種実験に適合した照射を行うための照射時間等のコントロールと照射装置の操作、実験サンプルの設置支援、照射室等の安全確認・遮蔽扉等の開閉操作を安全に行い、放射線管理区域における保安監視を行う。また、実験照射のために正確な照射線量などを確認するなどの技術支援や照射施設全般の管理保守を行う。主要業務の項目は次のとおりである。

- ① 照射装置及び付属設備の運転保守業務
- ② 照射施設全般の点検保守業務
- ③ 照射施設の管理業務
- ④ その他、本業務に関連する業務

なお、研究開発のための本照射施設は、低線量率から高線量率までの広範囲な照射が可能であると同時に、研究実験装置を設置できる大きな照射室を複数備えている。そのために放射線の線量率が非常に高く、複数の照射室があるので安全管理は重要である。従って、放射線の取扱い、照射装置の構造・取扱い及び法令等について十分な知識と理解の基に、安定、安全かつ正常な状態で運転保守を行う必要がある。

(2) 本業務の内容

機構が受注者に請負わせる本業務の内容は次のとおりである。

① 対象施設、装置及び設備受注者が、本業務を行う対象施設、装置及び設備は次のとおりである。

イ 電子加速器照射施設

(イ) 1号加速器棟照射施設、照射装置及び付属設備（性能：電子線 2MV30mA(最大)デュアルビーム、照射室：2室)

ロ コバルト60ガンマ線照射施設

(イ) コバルト第1棟照射施設、照射装置及び付属設備（性能：60Co 装荷量: 12.3PBq(2013.4現在)、照射室：3室)

(ロ) コバルト第2棟照射施設、照射装置及び付属設備（性能：60Co 装荷量: 14.7PBq(2013.4現在)、照射室：3室)

(ハ) 食品照射棟照射施設、照射装置及び付属設備（性能：60Co 装荷量: 3.7PBq(2013.4現在)、照射室：2室)

② 業務内容

受注者は、施設、装置及び付属設備に関してその構造、取扱方法、関係法令等を十分理解し、受注者の責任と負担において照射施設を効率良く、安定かつ安全かつ正常な状態で運転する作業、及び保守管理業務を計画立案し、本業務を実施する。本業務内容は以下のとおりである。本業務内容に定める事項の他、照射業務管理要領、各照射施設の運転要領、点検マニュアル、各照射装置、付属設備・装置及び機器の取扱説明書を充分理解の上実施するものとする。受注者は予め実施要領を定め機構の確認を受けるものとする。実施要領作成にあたっては「電子加速器・コバルト照射施設の年間計画と齟齬のない内容とすること。業務の実施にあたっては必要に応じて照射施設管理課担当者との協議するものとする。また、月に1度のミーティング、臨時のミーティング、メモを含む各種書類、電子メール及び口頭での報告・連絡・相談により、照射施設管理課担当者等との必要な情報の共有を図り、安全と施設の保全に努める。

イ 照射装置及び付属設備の運転保守業務

受注者は、照射装置及び付属設備の運転・保守業務全般を行う。軽微な事案については、部品・消耗品(機構が支給)の交換を行い、不具合や故障等、改善の必要が生じた場合は改善・修理を行う。軽微でない事案については、改善・修理方法の調査・提案等を行う。また、メンテナンス計画、保守部品の補充計画などについても調査・提案等を行う。受注者は本業務の実施内容等について、業務日誌、運転日誌へ記載し照射施設管理課担当者をとおして同課長へ提出・報告する。また、必要に応じて随時報告書を作成・提出・報告する。

(イ) 1号加速器棟照射装置及び付属設備

A 運転準備業務（冷却水設備、照射室内換気設備の点検、起動を含む）

B 起動前の点検

C 起動操作、停止操作

（照射前後の試料及び照射室内の安全確認、遮蔽扉・安全扉の開閉 操作を含む）

D 定常照射運転時の監視及び制御操作

E 照射運転終了時の点検

F 運転日誌、業務日誌、利用実施記録の記帳

(ロ) コバルト60ガンマ線照射施設の照射装置及び付属設備

（コバルト第1棟、コバルト第2棟及び食品照射棟のガンマ線照射装置及び付属設備）

A 運転準備業務（照射装置の始業点検）

B 照射運転

（照射前後の試料及び照射室内の安全確認、遮蔽扉・安全扉の開閉操作を含む）

C 定常照射運転時の監視

D 照射運転終了時の点検

E 運転日誌、業務日誌、利用実施記録の記帳

(ハ) 保安監視業務

電子加速器照射施設及びコバルト60ガンマ線照射施設の全施設について、放射線施設における安全確保のために、人の照射室等への出入り状況、放射線遮蔽物の移動状況、各種装置の操作状況、各種装置・機材の状態を監視し、必要に応じて指導・注意喚起及び各種装置・機材の移動等の措置を行う。

ロ 照射施設全般の点検保守業務

受注者は、照射施設の点検・保守業務全般を行う。軽微な事案（容易に可能な不具合箇所の確認・調査、電球交換、リレー交換、配線修理、電気・電子回路の改善修理、機械部品等の修理、交換及び故障原因の調査など）については、部品・消耗品（機構が支給）の交換を行い、不具合や故障等、改善の必要が生じた場合は改善・修理を行う。装置の製造メーカーや専門業者に依頼しなければならない軽微でない事案については、改善・修理方法の調査・提案等を行う。メンテナンス計画、保守部品の補充計画などについても調査・提案等を行う。受注者は本業務の実施内容等について、業務日誌へ記載し照射施設管理課担当者をとおして同課長へ提出・報告する。また、必要に応じて随時報告書を作成・提出・報告する。

(イ) 日常点検

始業及び終業点検（各1回／日以上）

週点検（1回／週以上）

ただし、設備使用状況等に応じ、照射施設管理課担当者と協議の上、項目と頻度を調整する。

A 全施設（共通）照射室及び付属設備

- ・ 運転状況表示及び警報装置
- ・ 照射台
- ・ 遮蔽扉、安全扉
- ・ 遮蔽窓
- ・ 遮蔽窓シャッター
- ・ I T V 監視装置
- ・ ホイスト
- ・ スリーブ
- ・ 遮蔽ブロック
- ・ 照射用給排水設備
- ・ 遮蔽壁
- ・ 安全装置

B 電子加速器照射施設

- ・ 1号加速器棟照射装置（加速器本体,制御系を含む）
- ・ 監視盤
- ・ SF6 ガス回収装置、配管、及びストレージタンク
- ・ 冷却水設備
- ・ 照射室内換気設備
- ・ 照射用コンベア装置（供用照射装置を含む）

C コバルト 60 ガンマ線照射施設

（コバルト第1棟、コバルト第2棟及び食品照射棟の照射施設）

- ・ 照射装置（線源駆動装置,制御系,プールを含む）
- ・ 監視盤
- ・ 放射線モニタ
- ・ プール水浄化装置

(ロ) 定期点検

A 全施設

- ・ 放射線施設の定期自主検査の支援（各施設2回／年以上）
- ・ 電気絶縁チェック（各施設1回／年以上。報告書を提出する）
- ・ 年度初め、年末・年始点検の支援

B 電子加速器照射施設

- ・ 機構が独自にあるいは機構が業者などに発注して行う定期的な点検整備に伴う補助作業の支援（1回／年以上）（SF6 ガス回収、充填作業を含む。）
- ・ モータのグリスアップ、真空ポンプ・圧縮機のオイル交換（1回／年以上）

ただし、設備使用状況等に応じ、照射施設管理課担当者と協議の上、項目と頻度を調整する。

C コバルト 60 ガンマ線照射施設

(コバルト第1棟、コバルト第2棟及び食品照射棟の照射施設)

- ・輸送容器の自主点検の支援 (3台/年以上)
- ・機構が独自にあるいは機構が業者などに発注して行う定期的な点検整備に伴う補助作業の支援 (1回/年以上) (水抜き、プール洗浄作業を含む。)

(h) その他の点検及び作業支援

A 全施設

- ・機構が独自にあるいは機構が業者などに発注して行う各種点検、修理、工事に付随する作業の支援 (随時)
- ・作業エリア、運転、照射及び保守に使用している室の安全・整理状況及び機器等の状況の点検、整理 (随時)
(照明器具、電源設備、給排水設備、メンテナンス用機器・機材・資料、線量測定用機器・機材・資料、利用者実験用機器・機材・資料)
- ・照射施設建屋及び付属設備周辺の安全・整理状況の点検、整理 (随時)
(プール水浄化装置及び線源・機材運搬通路周辺の不要機材、ゴミ、雑木、雑草の整理・撤去を含む。)
- ・測定機器、調整用機材、放射線遮蔽機材の整備

B コバルト 60 ガンマ線照射施設(コバルト第1棟、コバルト第2棟、食品照射棟の照射施設)

- ・線源搬入・搬出とそれに付随する作業の支援 (随時)
(搬入・搬出準備作業、輸送容器使用前検査、マニピュレーターの取付け・取外し作業を含む)

ハ 照射施設の管理業務 (全施設)

受注者は本業務の実施内容等について、業務日誌へ記載し照射施設管理課担当者をとおして同課長へ報告する。また、必要に応じて随時報告書を作成・提出する。

(イ) 照射施設の線量管理に係る業務及び支援業務 (随時)

A 1号加速棟照射施設

- ・線量、フルエンス及び温度測定に関する支援
照射施設の照射場の特性を明らかにするため、また、加速器の特性・状態を明らかにするための、測定計画の提案、測定、分布測定、解析、報告書作成及びデータ整理を含む。
- ・機構が行う高度な線量等の計測に関わる支援
照射技術や線量計測技術の開発などに関わる線量、フルエンス、温度測定に関する計測補助及びデータ整理を含む。

B コバルト 60 ガンマ線照射施設

(コバルト第1棟、コバルト第2棟、食品コバルト棟照射施設)

- ・線量、温度及びそれらの分布測定支援
照射施設の照射場の特性を明らかにするため、また、線源の特性・状態を明らかにす

るための、測定計画の提案、測定、分布測定、解析、報告書作成及びデータ整理を含む。

- ・機構が行う高度な線量等の計測に関わる支援

照射技術や線量計測技術の開発などに関わる線量、フルエンス、温度測定に関する計測補助及びデータ整理を含む。

- (ロ) 照射施設利用者の照射に関わる支援業務 (随時)

- A 研究実験用照射装置及び試料の設置・撤去作業支援、安全確認
- B スリーブの通線等作業、遮蔽作業、安全確認及び漏洩線量率確認
- C 照射試料等の設置及び照射に関わる軽微な相談
- D 軽微な線量・フルエンス・温度の測定作業
- E 照射に関わる器具の設置・撤去作業支援

- (ハ) 検査・点検・修理・工事に関わる支援業務 (随時)

施設に関わる各種検査・点検・修理・工事に関わる支援・立会を行う。

ニ その他、本業務に関連する業務 (全施設)

受注者は本業務の実施内容等について、業務日誌へ記載し照射施設管理課担当者をとおして同課長へ報告する。また、必要に応じて随時報告書を作成・提出する。

- (イ) 運転・保守資料の作成及び整理 (随時)

- A 照射施設に関わる情報・図書等の収集、編集、保管、廃棄及びその支援
- B 運転データ等作成、整理及びその支援
- C 運転スケジュール作成及びその支援
- D 作業手順書の見直し修正・作成・整備及びその支援
- E 修理・メンテナンス計画の見直し修正・作成及びその支援

- (ロ) 関連資材管理など (随時)

- A 業務に必要な部品・工具等の修理・整備・管理・補充
- B 放射線管理区域作業教育等の研修
特別教育等の安全教育及び機構が実施する安全衛生行事への参加

- (ハ) 満足度調査の支援 (随時)

- A 照射施設の運転保守等に関わる満足度調査の支援
- B 照射(実験)利用者の照射等に関わる満足度調査の支援

- (ニ) 上記に付随する作業で機構との協議により定められた作業

ホ 実施場所

受注者が、本業務を実施する作業場所は、以下のとおりである。

群馬県高崎市綿貫町1 2 3 3

日本原子力研究開発機構・高崎量子応用研究所

- (イ) 1号加速器棟

- (ロ) コバルト第1棟

- (ハ) コバルト第2棟

(ニ) 食品照射棟

(ホ) その他、機構が総括責任者と事前に協議して定めた場所

2) サービスの質の設定

本業務を実施する受注者は 3.1) (2)に示した業務を実施するに当たり、受注者が確保すべき対象公共サービスの質は、以下のとおりとする。

(1) 業務の内容

①放射線事故、各種事故がなく、安全に業務全般が実施されること。

・放射線に関わる事故	0回
・高圧ガスに関わる事故	0回
・化学薬品に関わる事故	0回
・高所作業に関わる事故	0回
・重量物に関わる事故	0回
・電気に関わる事故	0回
・交通及びその他に関わる事故	0回

②「電子加速器・コバルト照射施設の年間計画(平成 26、27、28 年度)(案)」の確定版(各年度の前年度末に確定。期中において修正あり。)に基づき円滑に運転保守業務が実施されること。

・不適切な業務による運転及び安全への支障 0回

③ 故障・修理等が適切にされ、安全・安定な照射施設の保守がされること。

・不適切な修理により安全などが損なわれる事象 0回

(2) 照射施設の運転保守等に関わる満足度調査

原子力機構は、本業務に関わる機構職員に対して、次の項目の満足度についてアンケートを実施（四半期毎）する。アンケート結果の有効回答のうち基準スコア 80 点以上。

① 運転保守および安全に対する品質

② 作業、修理等の報告書の内容

③ 保守・修理・改良等の技術レベル

④ 計画的な施設等の保守、提案の内容

⑤ コミュニケーション円滑度（報告・打合せなどの頻度等）

利用者には、各項目とも、「満足」（配点 100 点）、「ほぼ満足」（同 75 点）、「普通」（同 50 点）、「やや不満」（同 25 点）、「不満」（同 0 点）で回答を求め、年度末に項目毎の平均スコア（100 点満点）を算出する。なお、基準スコアは、今までに満足度アンケート調査が行われていないため、新規に定めたものである。

(3) 照射(実験)利用者の満足度調査

原子力機構は、本業務の利用者に対して、次の項目の満足度についてアンケートを実施（利用終了後毎）する。アンケート結果の有効回答のうち基準スコア 80 点以上。

イ 照射運転、準備などの円滑さ

ロ 照射施設の安全確認の正確さ、安全確保の手順など

ハ 各種不具合に対応したスケジュールの微調整、連絡など

二 利用者への対応（言葉遣い、親切さ、丁寧さ等）

利用者には、各項目とも、「満足」（配点 100 点）、「ほぼ満足」（同 75 点）、「普通」（同 50 点）、「やや不満」（同 25 点）、「不満」（同 0 点）で回答を求め、年度末に 4 つの回答の平均スコア（100 点満点）を算出する。

4. 実施期間

平成 26 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までとする。

5. 請負者が、機構に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の業務の適正かつ確実な実施の確保のために請負者が講じるべき事項

1) 報告等

- (1) 請負者は、仕様書に規定する業務を実施したときは、当該仕様書に基づく各種報告書を機構に提出しなければならない。
- (2) 請負者は、本業務を実施したとき、又は完了に影響を及ぼす重要な事項の変更が生じたときは、直ちに機構に報告するものとし、機構と請負者が協議するものとする。
- (3) 請負者は、契約期間中において、上記以外であっても、必要に応じて機構から報告を求められた場合は、適宜、報告を行うものとする。

2) 調査

- (1) 機構は、本業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、法第 26 条第 1 項に基づき請負者に対し必要な報告を求め、又は事務所に立ち入り、本業務の実施の状況若しくは帳票、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。
- (2) 立入検査をする機構の職員は、検査等を行う際には、当該検査が法第 26 条第 1 項に基づくものであることを請負者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携帯し関係者に提示するものとする。

3) 指示

機構は、本業務を適正かつ的確に実施させるために、請負者に対し必要な措置をとるべきことを指示することができる。

4) 秘密を適正に取り扱うために必要な措置

(1) 秘密の漏えい

請負者は、本業務の実施に際して知り得た情報を、第三者に漏らし、盗用し、又は本業務以外の目的に利用してはならない。本契約終了後においても同様とする。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合は、法第 54 条により罰則の適用がある。なお、請負者は、本契約の内容又は成果を発表し、又は他の目的に利用するときは、あらかじめ書面により機構の承認を得なければならない。

(2) 情報処理に関する利用技術

請負者は、本業務の実施に際して得られた情報処理に関する利用技術（アイデア又はノウハウ）については、請負者からの文書による申出を機構が認めた場合に限り、第三者へ開示できるもの

とする。

(3) 個人情報の管理

請負者は、機構から提供された個人情報及び業務上知り得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づき、適切な管理を行わなくてはならない。

- ① 請負者は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に知らせてはならない。本契約の終了後においても、同様とする。
- ② 請負者は、業務を行うために個人情報を収集するときは、業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行われなければならない。
- ③ 請負者は、機構の指示がある場合を除き、業務に関して知り得た個人情報を利用目的以外に利用又は加工し、又は機構の承認なしに第三者に提供してはならない。
- ④ 請負者は、業務に関して知り得た個人情報の処理を自ら行うものとし、機構の承諾のない限り、本契約の全部又は一部を下請負することはできない。
- ⑤ 請負者は、業務を処理するために機構から引き渡された個人情報が記録された資料等（フロッピーディスクなどの電磁的記録を含む。）を複製又は複写してはならない。請負者は、機構との契約の履行のために個人情報が記録された資料等を複製又は複写する必要がある場合には、機構に対して、その範囲・数量等を書面により通知して承諾を得なければならない。
- ⑥ 請負者は、業務を処理するために、機構から提供を受け、又は請負者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、本契約終了後速やかに、機構に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、機構が別に指示したときは当該方法による。
- ⑦ 請負者は、業務に関して知り得た個人情報の紛失、破壊、改ざん、毀損、漏えいその他の事故を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。また、請負者は請負者の従業員その他請負者の管理下にて業務に従事する者に対して、請負者と同様の秘密保持義務を負担させるものとする。
- ⑧ 請負者は、個人情報の紛失、破壊、改ざん、毀損、漏えいその他の事故が発生又は生ずるおそれのあることを知った場合は、直ちに機構に報告する。
- ⑨ 請負者は、請負者の責めに帰すべき事由により、個人情報の紛失、破壊、改ざん、毀損、漏えいその他の事故が発生し、機構が第三者から請求を受け、又は、第三者との間で紛争が発生した場合、請負者は、機構の指示に基づき請負者の責任と費用負担でこれらに対処するものとする。この場合において、機構が直接又は間接の損害を被ったときは、請負者は機構に対して当該損害を賠償しなければならない。

(4) 上記 (1) から (3) までのほか、機構は請負者に対し、本業務の適正かつ確実な実施に必要な限りで、秘密を適正に取り扱うために必要な措置をとるべきことを指示することができる。

5) 請負者が講じるべき措置

(1) 契約保証金

請負者は、落札決定後に契約金額の 10 分の 1 を契約保証金として機構に納めなければならない。ただし、入札説明書において免除しているときは、この限りではない。なお、契約保証金は、契約履行後に還付することとし、請負者が義務を履行しないときは、機構に帰属するものとする。

(2) 請負業務の開始

請負者は、本業務の開始日から確実に業務を開始すること。

(3) 総括責任者の届出

請負者は、本業務の責任者として総括責任者及びその代理人（以下「総括責任者」という。）を定め、書面にて機構へ届出るものとする。総括責任者は、従事者への指示や業務管理を含めた一切の事項を処理するものとする。ただし、必要がある場合は、請負者を代表して機構と協議の上、業務を行うものとする。

(4) 権利の譲渡

請負者は、債務の履行を第三者に引き受けさせ、又は契約から生じる一切の権利若しくは義務を第三者に譲渡し、継承せしめ、若しくは担保に供してはならない。ただし、あらかじめ書面による機構の事前承認を得たときは、この限りではない。

(5) 下請負又は再委託

- ① 請負者は、本業務の実施にあたりその全部を一括して、又は主たる部分を第三者に請け負わせ、又は委任してはならない。なお、主たる部分とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断をいうが、業務の性質上、これにより難しい場合は、仕様書に記載した部分をいう。
- ② 請負者は、本業務の実施に当たり、その一部について下請負又は再委託（以下、「下請負」という。）を行う場合は、原則としてあらかじめ提案書において、下請負を行う業務の範囲、合理性及び必要性、下請負先の業務履行能力並びに報告徴収、個人情報の管理その他運営管理の方法（以下、「下請負先等」という。）について記載しなければならない。
- ③ 本契約締結後止むを得ない事情により、あらかじめ技術提案書において記載した下請負の変更や新たな追加等を行う場合には、下請負先等を明らかにしたうえで、事前に機構の承認を受けなければならない。
- ④ 請負者は、②又は③により下請負を行う場合には、請負者が機構に対して負う義務を適切に履行するため、下請負先の事業者に対し前項「4) 秘密を適正に取り扱うために必要な措置」及び本項「5) 契約に基づき請負者が講じるべき措置」に規定する事項その他について、必要な措置を講じさせるとともに、下請負先から必要な報告を聴取することとする。
- ⑤ 上記ロからニまでに基づき、請負者が下請負先の事業者に業務を実施させる場合は、全て請負者の責任において行うものとし、下請負先の事業者の責に帰すべき事由については、請負者の責に帰すべき事由とみなして、請負者が責任を負うものとする。

(6) 契約内容の変更

機構及び請負者は、本業務を改善するため、又は経済情勢の変動、天災地変の発生、関係法令の制定若しくは改廃その他契約の締結の際、予測できなかった著しい変更が生じたことにより本業務を実施することが不相当と認められる場合は、協議の上、法第 21 条に定める手続きを経て、契約の内容を変更することができる。

(7) 機構の契約解除権

機構は、請負者が次のいずれかに該当するときは、請負者に対し請負費の支払いを停止し、又

は契約を解除若しくは変更することができる。契約を解除されたときは、請負者は機構に対して契約金額の10分の1に相当する金額を違約金として支払わなければならない。ただし、違約金額を超過する増加費用及び損害が発生したときは、超過分の請求を妨げるものではない。

- ① 法第22条第1項に該当するとき。
- ② 法第10条第4号及び第7号から第9号に該当する者（以下、「暴力団員」という。）を、業務を統括する者又は従業員としていることが明らかになったとき。
- ③ 暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- ④ 下請負先が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団（以下、「暴力団」という。）若しくは暴力団員により実質的に経営を支配される事業を行う者又はこれに準ずる者に該当する旨の通知を警察当局から受けたとき。
- ⑤ 下請負契約が暴力団又は暴力団員と知りながらそれを容認して下請負契約を継続させているとき。
- ⑥ 正当な理由がなく、請負者が本業務を実施すべき時期を過ぎても実施しないとき。
- ⑦ 請負者の責めに帰すべき事由により、毎月の期日又はそれに相当する期日までに業務を完了する見込みがないと機構が認めたとき。
- ⑧ 機構が確保されるべき対象公共サービスの質について達成されていないと判断し、改善を行うよう指示を実施した結果、請負者が改善措置を講じないとき、又は改善措置を講じても同類の事象を再発したと認められるとき。
- ⑨ 正当な理由がなく法第26条第1項に基づく立ち入り又は検査等に協力しなかったとき。
- ⑩ 請負者が、制限行為能力者となったとき、若しくは破産手続開始の決定を受けたとき、又はその資産若しくは信用状態が著しく低下したとき。
- ⑪ 5. 4) (3) の個人情報の管理に違反したとき。
- ⑫ 上記①から⑪の他、その他民法所定の解除事由があるとき。
- ⑬ 機構は、上記①から⑫のほか、必要があると認めるときは本契約の全部又は一部を解除することができる。
- ⑭ 上記ワにより契約を解除した場合で請負者に損害を与えたときは、その損害額を補償するものとし、その補償額は機構と請負者で協議して決定するものとする。

(8) 請負者の契約解除権

請負者は、次の各号のいずれかに該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。なお、これにより契約を解除し請負者に損害を与えたときは、機構はそれを補償するものとし、その補償額は、機構と請負者の協議において決定するものとする。

- ① 5. 5) (6) の契約内容の変更に規定する契約内容の変更が請負者に著しく不利となり、協議が成立しなかったとき。
- ② 機構の契約違反によって業務を完了することが不可能となったとき。

(9) 契約解除に伴う措置

機構又は請負者の責により本契約を解除されたときは、次に定める措置をとらなければならない。

- ① 機構は、必要と認めるときは、請負者に対し作業の履行部分の全部又は一部を検査の上、業務完了と認めることができる。この場合、機構に引き渡すべき目的物の既成部分があるときは、機構に引き渡さなければならない。
- ② 上記イの場合において、機構は、機構の認定する評価額を請負者に支払うものとする。
- ③ 上記イによる業務完了の確認までの保全に要する費用は、請負者の負担とする。
- ④ 機構が業務完了と認めないものについては、機構が定めた期間内に請負者は原状に復さなければならない。
- ⑤ 機構財産の使用(上記イの既成部分に使用されているものを除く。)があるときは、請負者は、遅滞なくこれを機構に返還しなければならない。ただし、貸与品若しくは支給品が滅失若しくは毀損し、又はその返還が不可能な場合については、機構の指定する期日までに代品を納め、若しくは現状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。
- ⑥ 請負者は、機構から貸与を受けた土地建物その他不動産があるときは、機構、請負者とで協議して定めた期間内にこれを原状に復して機構に返還しなければならない。
- ⑦ 契約履行部分が1か月に満たないときは、頭書契約金額を当該月の休日を除く日数で日割計算し精算するものとする。

(10) 談合等の不正行為に係る違約金

- ① 請負者は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として機構が指定する期日までに支払わなければならない。
 - イ 請負者が「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(昭和22年法律第54号以下、「独占禁止法」という。)第3条又は第19条の規定に違反し、又は請負者が構成員である事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が請負者又は請負者が構成員である事業者団体に対して、同法第49条第1項に規定する排除措置命令又は同法第50条第1項に規定する納付命令を行い、当該命令又は同法第66条第4項の審決が確定したとき。ただし、請負者が同法第19条の規定に違反した場合であって当該違反行為が同法第2条第9項の規定に基づく不正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売の場合など機構に金銭的損害が生じない行為として、請負者がこれを証明し、その証明を機構が認めたときは、この限りでない。
 - ロ 公正取引委員会が、請負者に対して独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - ハ 請負者(請負者が法人の場合にあつては、その役員又は使用人)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- ② 上記イの規定は、機構に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、機構がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。
- ③ 請負者は、この契約に関して、上記①のイからハのいずれかに該当することとなった場合には、速やかに当該処分等に係る関係書類を機構に提出しなければならない。

(11) 損害賠償

請負者は、請負者の故意又は過失により機構に損害を与えたときは、機構に対しその損害について賠償する責任を負う。

(12) 請負業務の引き継ぎ

① 現行請負者からの引き継ぎ

請負者は、本業務が適正かつ円滑に実施できるよう機構から本業務の開始日までに基本作業マニュアル、現場等における設備・機器類、作業実施状況、安全管理上の留意点など必要な引き継ぎを受けなければならない。また、機構は、当該引き継ぎが円滑に実施されるよう、現行請負者及び請負者に対して必要な措置を講じるものとする。なお、その際の引き継ぎに必要な経費は、現行請負者の負担となる。

② 請負期間満了の際、業者変更が生じた場合の引き継ぎ

請負者は、本契約の期間終了に伴い、本業務が次年度においても継続的かつ円滑に遂行できるよう、次回請負者に対して、機構が実施する基本作業マニュアル、現場等における設備・機器類、作業実施状況、安全管理上の留意点などの基本事項説明への協力を行うこと。なお、その際の引き継ぎに必要な経費は、請負者の負担となる。

(13) 不当介入の対応

① 暴力団員による不当要求又は履行の妨害（以下、「不当介入」という。）を受けたときは、断固として拒否しなければならない。

② 暴力団員から不当介入があったときは、直ちに所管の警察当局へ通報するとともに、捜査上必要な協力を行うものとする。

③ 上記②により警察当局に通報したときは、速やかにその内容を記載した書面により機構に報告するものとする。

④ 請負者は、下請負先（下請負が数次にわたるときはその全てを含む。）に対して、上記①及び②を遵守させなければならない。

(14) 情報セキュリティの確保

① 請負者は、この契約の履行に関し、情報システム（情報処理及び通信に関わるシステムであって、ハードウェア、ソフトウェア及びネットワーク並びに記録媒体で構成されるものをいう。）を利用する場合には、機構の情報及び情報システムを保護するために、情報システムからの情報漏えい、コンピュータウィルスの侵入等の防止その他必要な措置を講じなければならない。なお、機構は、本条の規定が遵守されていないと判断した場合、本契約を解除することができる。

② 請負者は、次の各号に掲げる事項を遵守するほか、機構の情報セキュリティ確保のために、機構が必要な指示を行ったときは、その指示に従わなければならない。

イ 請負者は、本契約の業務に携わる者（以下「業務担当者」という。）を特定し、それ以外の者に作業をさせてはならない。

ロ 請負者は、本契約に関して知り得た情報（機構に引き渡すべきコンピュータプログラム著作物及び計算結果を含む。以下同じ。）を取り扱う情報システムについて、業務担当者以外が当該情報にアクセス可能とならないよう適切にアクセス制限を行うこと。

- ハ 請負者は、本契約に関して知り得た情報を取り扱う情報システムについて、ウイルス対策ツール及びファイアウォール機能の導入、セキュリティパッチの適用等適切な情報セキュリティ対策を実施すること。
- ニ 請負者は、P2P ファイル交換ソフトウェア（Winny、WinMX、KaZaa、Share 等）及び SoftEther を導入した情報システムにおいて、本契約に関して知り得た情報を取り扱ってはならない。
- ホ 請負者は、機構の承諾のない限り、本契約に関して知り得た情報を機構又は請負者の情報システム以外の情報システム（業務担当者が所有するパソコン等）において取り扱ってはならない。
- ヘ 請負者は、下請負をさせた場合は、当該下請負を受けた者の本契約に関する行為について、機構に対し全ての責任を負うとともに、当該下請負を受けた者に対して、情報セキュリティの確保について必要な措置を講ずるように努めなければならない。
- ト 請負者は、機構が求めた場合には、情報セキュリティ対策の実施状況についての監査を受け入れ、これに協力すること。
- チ 請負者は、機構の提供した情報並びに請負者及び下請負を受けた者が本業務のために収集した情報について、災害、紛失、破壊、改ざん、毀損、漏えい、コンピュータウイルスによる被害、不正な利用、不正アクセスその他の事故が発生又は生ずるおそれのあることを知った場合は、直ちに機構に報告し、機構の指示に従うものとする。本契約終了後においても、同様とする。

(15) 契約の解釈

契約に定めのない事項及び契約に関して生じた疑義は、機構と請負者との間で協議して解決するものとする。

6. 請負者が業務を実施するに当たり、第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し請負者が負うべき責任に関する事項

- 1) 機構が国家賠償法第 1 条第 1 項等の規定に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、機構は請負者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について機構の責めに帰すべき理由が存する場合は、機構が自ら賠償のために任ずるべき金額を超える部分に限る）について求償することができる。
- 2) 請負者が民法（明治 29 年 4 月 27 日法律第 89 号）第 709 条等の規定に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について機構の責めに帰すべき理由が存するときは、請負者は機構に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分を求償することができる。

7. 業務の実施体制及び実施方法

1) 実施体制

実施体制は、総括責任者 1 名（常勤）、作業員 3 名（常勤）を配置して適正な業務を確保する。

2) 実施方法

施方法については、同仕様書並びに業務運営の具体的な方法及びその質の確保の方法等について作成した技術提案書等に基づき適切に実施する。また、業務の報告とともに当該業務の品質の更なる向上を実現するため、適宜、機構担当者等と情報共有・意見交換を実施する。